

社会福祉法人 光彩会
特別養護老人ホームみちみち伊奈北

入所取扱規程

平成27年2月1日制定

平成27年4月1日改定

特別養護老人ホームみちみち伊奈北

入所取扱規程

1. 目的

この規程は、〔埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針〕に基づき、特別養護老人ホームみちみち伊奈北(以下、施設という)の入所に関する基準を明示する事により、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所の対象となる者

(1)入所の対象となる者は、要介護3から要介護5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2の者にあつては施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。

なお、介護保険施設に入所している者及び要介護1から5の認定を受け病院に入院している者についても同様とする。

(2)特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

(ア)認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(イ)知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(ウ)家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。

(エ)単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

(3)要介護1又は要介護2の入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたっては、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の保険者市町村との間で情報の共有等を行う。

(ア)施設は、要介護1又は要介護2の者から入所申込を受けた時は、保険者市町村に報告し、施設は当該申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたっては、保険者市町村に意見を求める。

(イ)施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることがある。

3. 入所申込方法及び入所決定の手続き

(1) 事前相談

入所希望者は、最も相応しいサービスを選択することが出来るよう入所申込に先立ち介サービスに関する相談窓口や介護支援専門員等へ十分相談を行う。

(2) 入所の申し込み

入所の申し込みは入所希望者又は家族等が特別養護老人ホームみちみち伊奈北入所申込書(以下、申込書という)を施設に直接提出して行う。

なお、添付書類として、〔介護保険被保険者証〕のコピー、〔認定調査票〕のコピー、最近3カ月の〔在宅サービス利用票〕のコピーを添付する。

又、入所申込後、要介護度や介護者の状況など申込書の内容に変更が生じた場合には、申込書に基づき、変更を届け出るものとする。

(3) 入所申し込みの受付

(ア)施設は、申込書の受付に際し、原則として入所希望者又は家族等と面接の上、本人の心身の状況等を確認する。

(イ)施設は申込者に対し、この規程に定める入所決定手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、入所規程説明の確認とその内容についての同意の署名を受ける。また、申込書においては入所判定委員会において個人情報提供についての同意の印を受ける。

(ウ)施設は、申込書を受け付けた場合には備える受付簿にその内容を記載し管理する。

(4) 入所順位決定の手続き

施設は、入所順位の決定に係る事務処理するため合議制の〔入所判定委員会〕(以下、委員会という)を設置する。

(ア)委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。尚、委員会には第三者委員を加える。

(イ)委員会の開催

委員会は施設長が召集し、必要に応じて開催する。

(ウ)委員会の所掌事務

委員会は、特別養護老人ホームみちみち伊奈北入所決定調査票(以下、調査票という)選考者名簿及び申込書等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。

(エ) 委員会の議事録

委員会は入所順位の評価、決定にいたる経過を記録し、2年間保管する。

(オ) 説明責任

施設は、入所希望者又は家族等から入所検討結果に関して説明を求められた場合は、その内容について説明しなければならない。

(カ) 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報をもらしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(5) 入所順位決定後の再確認等

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

4. 入所の必要性を評価する基準

施設は、申込を受付けた場合には、速やかに調査票を作成する。

(1) 入所順位の評価基準

施設は、次の項目について「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

(ア) 介護の必要の程度及び心身の特性

(イ) 介護者の状況

(ウ) 在宅介護の状況

(エ) 本人の住所地

なお、この方法で順位づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

(ア) 待機期間（長短の順）

(イ) 年齢（高い順）

(2) 施設の受け入れ体制による調整

施設は次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には順位を調整できる。

(ア) 認知症に対する施設の受け入れ体制

(イ)医療行為を必要とする場合における施設の受け入れ体制

5. 入所順位決定の例外的取扱い

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- ①老人福祉法第11条第1項第2号の規程に基づく措置委託による場合
- ②緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕がない場合
- ③指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第39)第19条に定める者の入院期間中の取扱いによる場合

6. 入所候補者の辞退の取扱

入所候補者の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間保留とし、一定期間経過後、入所辞退者から再度の申し出がない場合には選考者名簿から削除し、受付簿にその旨記載する。